

工事一時中止に係るガイドライン

令和2年6月

(令和3年6月 一部改定)

南島原市

土木工事 編

目次

1. ガイドライン策定の背景	……P	1
2. 工事一時中止に係る基本フロー	……P	2
3. 発注者の中止指示義務	……P	3
4. 工事を中止すべき場合	……P	4
5. 中止の指示・通知	……P	5
6. 基本計画書の作成	……P	6
7. 工期短縮計画書の作成	……P	7
8. 請負代金額又は工期の変更	……P	8
・ 請負代金額の変更	……P	8
・ 工期の変更	……P	8
9. 増加費用の考え方	……P	9
(1) 本体工事施工中に中止した場合	……P	9
(2) 工期短縮を行った場合	……P	10
(3) 契約後準備工着手前に中止した場合	……P	16
(4) 準備工期間に中止した場合	……P	17
10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	……P	18
・ 設計書における扱い		
・ 事務処理上の扱い		
参考資料		
・ 増加費用の費目と内容	……P	19
・ 工事一時中止に伴う基本計画書（記載例）	……P	23

1. ガイドライン策定の背景

◆工事発注の基本的考え方

○工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占有事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事発注の現状

○円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においても、やむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

◆現状における課題

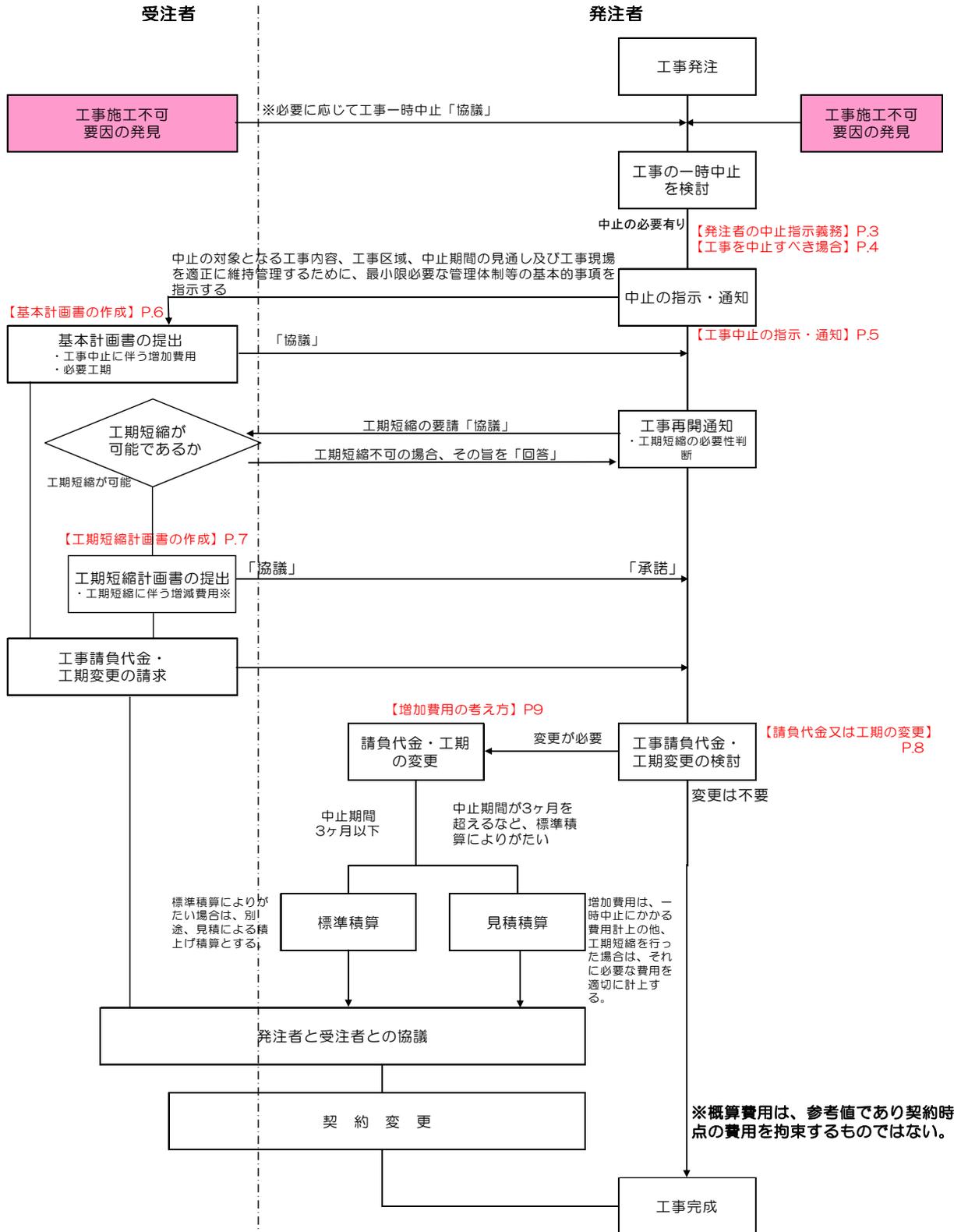
○各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により、施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

○しかし、一部の工事において、一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ガイドラインの策定

○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うために、「ガイドライン」を策定するものである。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー

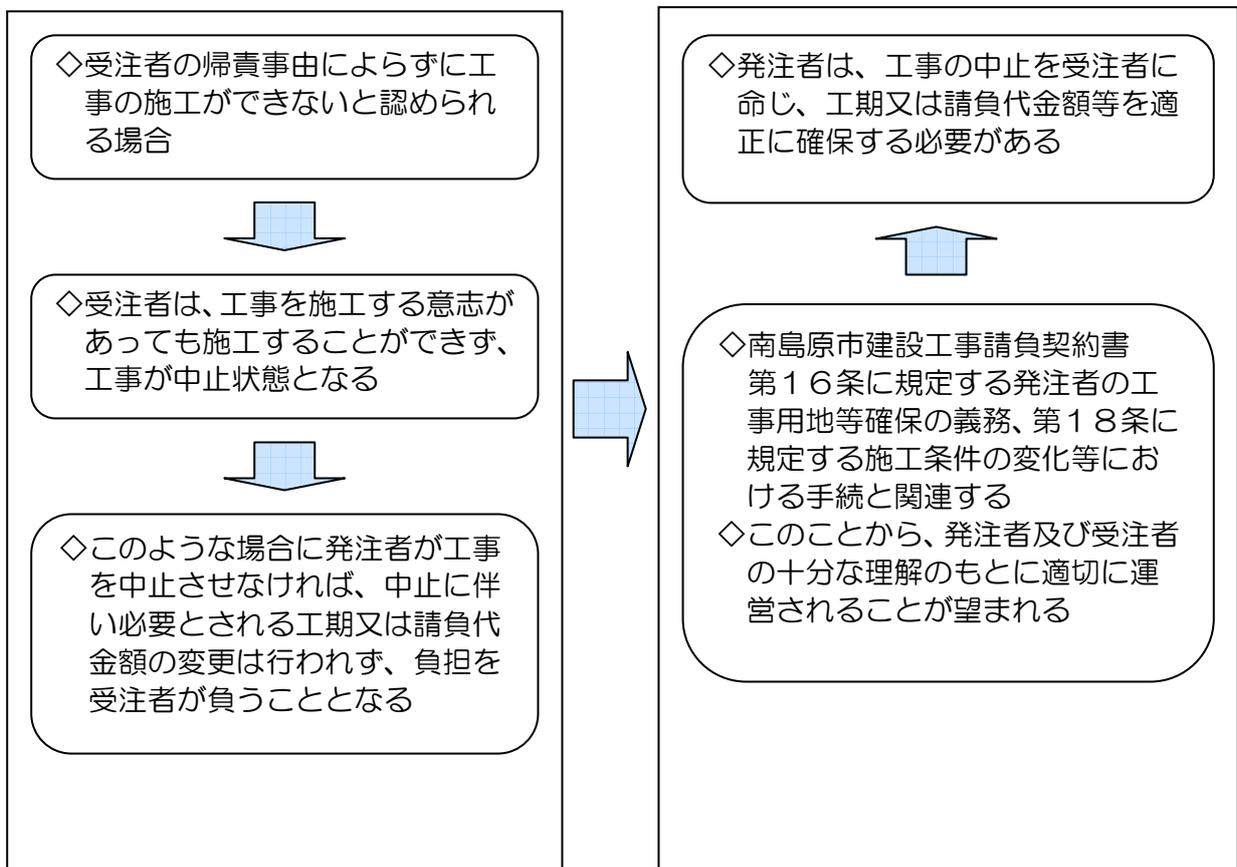


3. 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
- ◆受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令：南島原市建設工事請負契約書第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、南島原市建設工事請負契約書（受注者の解除権）第53条1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

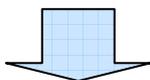
- ◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【関係法令：南島原市建設工事請負契約書第20条】

- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

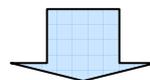
※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（南島原市建設工事請負契約書第16条） 施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（南島原市建設工事請負契約書第18条） 施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5. 中止の指示・通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【関係法令：南島原市建設工事請負契約書第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書について、発注者と協議し、承諾を得る。

【長崎県建設工事共通仕様書第1編1-1-17】

- ※ 実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。
- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容	管理責任
<ul style="list-style-type: none"> ◇基本計画書作成の目的 ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事 ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事 ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項 ◇工事再開に向けた方策 ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠（P12,13） ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。 ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は、一時中止期間の解除にあたり、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し承諾を得る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

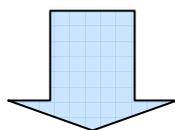
- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

8. 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - 事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

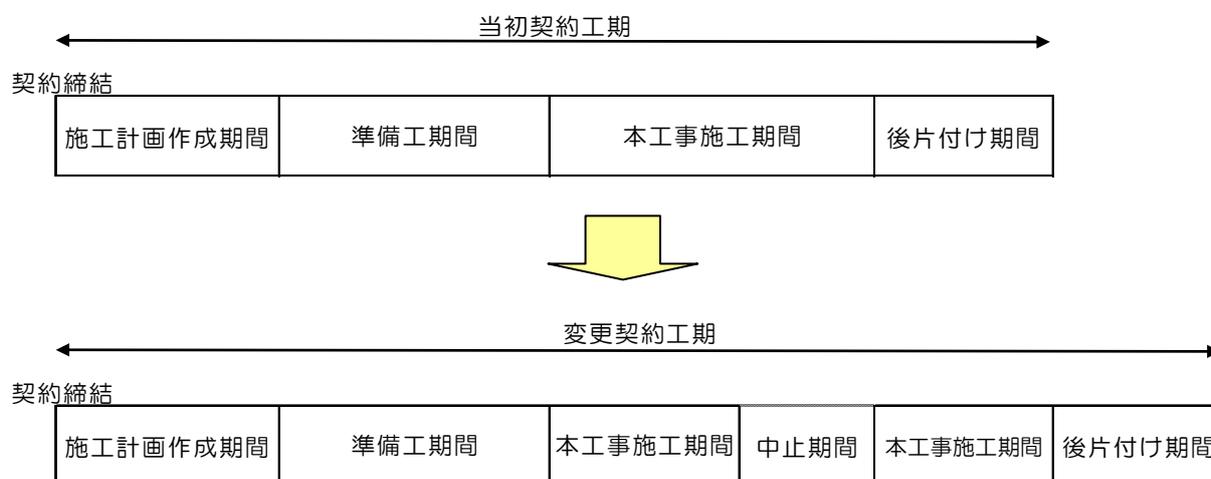
◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9. 増加費用の考え方

(1) 本工事※施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。



工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■ 増加費用の考え方

① 工期短縮の要因が受注者の責によらないもの・・・【増加費用を見込む】

ex. ・ 工事を中止し、工期延長をする必要があったが、工期の制約により、延期せず当初工期のままとした場合

・ 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、工期の制約により、工期延期ができない場合

② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・【増加費用は見込まない】

ex. ・ 受注者の都合により、当初工程を短縮せざるを得ない場合

■ 増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇ 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

◇ パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

◇ その他、必要と思われる費用。

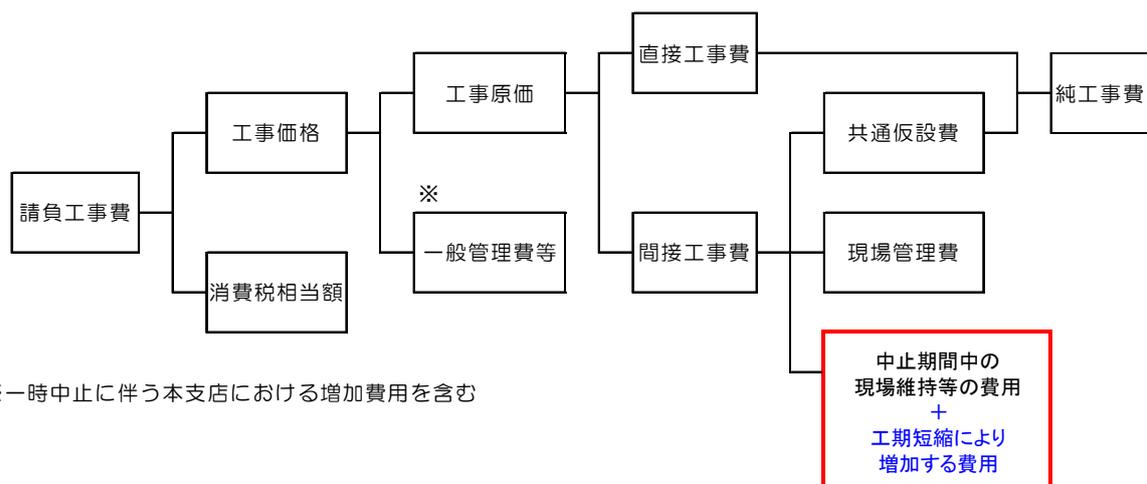
※ 増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

■中止に伴う増加費用の算定

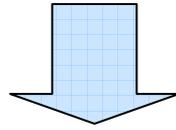
- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中に計上し、一般管理費等の対象とする。



標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目【一般土木】	率で計上する項目
<p>◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用</p> <p>○直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用</p> <p>○直接工事費（仮設工を含む）及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用</p>	<p>◇運搬費の増加費用</p> <p>○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用</p> <p>○大型機械類等の現場内小運搬</p> <p>◇安全費の増加費用</p> <p>○工事現場の維持に関する費用 ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用</p> <p>◇役務費の増加費用</p> <p>○仮設工に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</p>
<p>積上げ項目【港湾・漁港】</p>	
<p>◇直接工事費、船舶回航費、仮設費および事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、船舶および機械経費で現場維持等に要する費用</p> <p>○直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）、船舶および機械経費、船舶回航費および仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用</p> <p>○直接工事費、仮設工および事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用</p>	<p>◇営繕費の増加費用</p> <p>○現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</p> <p>◇現場管理費の増加費用</p> <p>○現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用</p>

注）・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可

・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

■増加費用の積算

- ◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。
ただし、中止期間3ヶ月*以下は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以下」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

【土木工事標準積算基準に基づく算出方法】

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg ：一時中止に係る現場経費率（単位 % 少数第4位四捨五入3位止め）

J ：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（ dg ）

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

N ：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R ：公共工事設計労務単価（一般土木世話役）

$A \cdot B \cdot a \cdot b$ ：各工種毎に決まる係数（別表-1）

◇土木工事標準積算基準書における入力項目

○ J ：一時中止時点の契約上の純工事費 ○ N ：一時中止日数 ○ α ：積上げ費用

別表-1

工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b	
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有） 山間僻地離島	市街地（DID地区・準ずる地区）				
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311	
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498	
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348	
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	
PC橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058	
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252	
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357	
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933	
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544	
下水道工事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740	
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998	
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440	
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740	

注)係数は、最新の土木工事標準積算基準書によること。

【港湾・漁港請負工事積算基準に基づく算出方法】

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg ：一時中止に係る現場経費率（単位 % 少数第4位四捨五入3位止め）

J ：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（ dg ）

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

N ：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R ：公共工事設計労務単価（一般土木世話役）

$A \cdot B \cdot a \cdot b$ ：各工種毎に決まる係数（表-1）

◇港湾・漁港請負工事積算基準における入力項目

○ J ：一時中止時点の契約上の純工事費 ○ N ：一時中止日数 ○ α ：積上げ費用

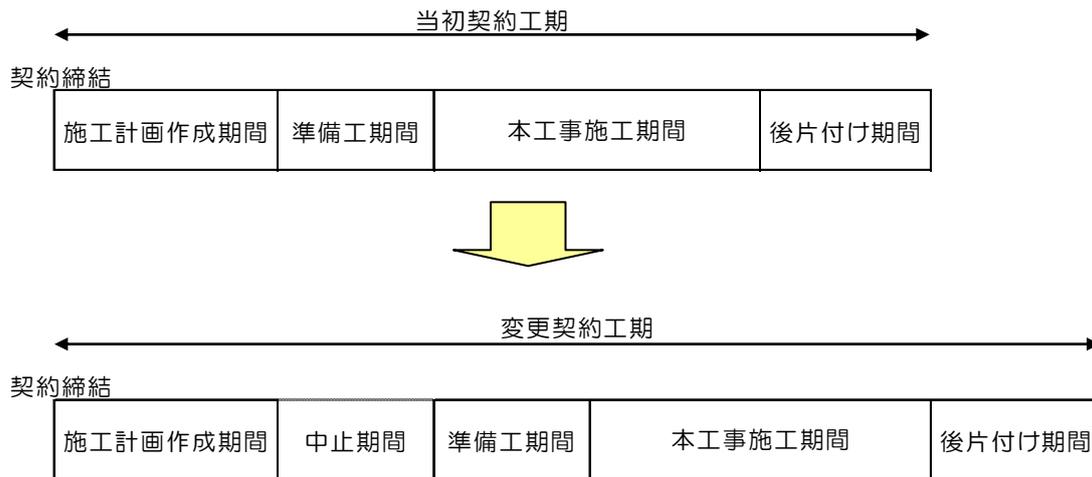
表-1 工種区分別の現場経費率係数表

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b
	重要港湾 地方港湾(1)	地方港湾(2) 地方港湾(3) [一般交通等の影響あり]	地方港湾(3) [一般交通等の影響なし]			
港湾浚渫工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713
港湾構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0311	0.5764	0.2992
海岸工事	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.6285	0.2498

注)係数は、最新の港湾土木請負工事積算基準によること。

(3) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態では測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○南島原市建設工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。

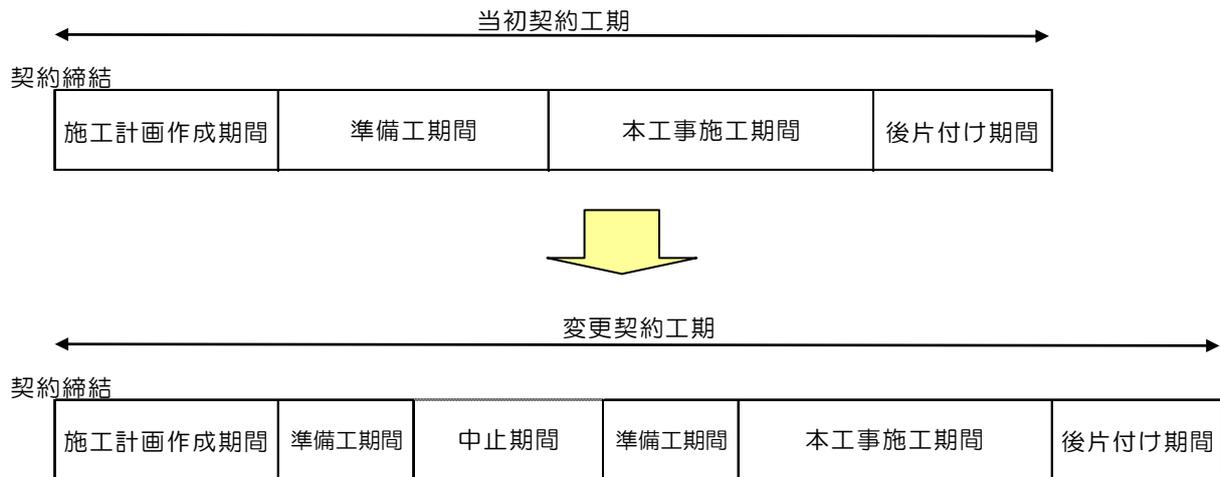
○このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書について発注者と協議し、承諾を得る。

◇増加費用

○一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(4) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し承諾を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・請負者が協議して決定する。（積算は受注者から見積を求め行う。）

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

■増加費用の設計書における取扱い

- ◆増し分費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- ◆増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担する
- ◆増し分費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

■増加費用の費目と内容

増加費用の費目と内容

増し分費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増し分費用【積上又は率により計上】

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ハ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

又 役務費

① プラント敷地、材料置場等由敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増し分費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認められた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

シ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増し分費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用

〇〇〇〇〇〇〇工事

工事一時中止に伴う基本計画書
(記載例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社

目 次

1. 基本計画書作成の目的	1
2. 工事概要	1
3. 中止時点における内容	3
1) 中止する工種の出来形	3
2) 職員の体制	3
3) 労働者数	3
4) 搬入材料	3
5) 建設機械器具等	3
4. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開	3
5. 中止期間中の工事現場の維持、管理	5
6. 工事再開に向けた方策	5
7. 工事一時中止に伴う増加費用	5
8. 基本計画書の変更	7

1. 基本計画書作成の目的

本計画書は、中止の対象となる工事内容、中止期間の見通しおよび工事現場を適正に維持管理するために必要な管理体制等の基本事項を明確にするとともに、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し双方の認識に相違が生じないようにすることを目的として作成します。

2. 工事概要

1) 工事目的

.....

2) 工事概要

工 事 名：○○○○○○○工事
路 線 名：.....線 （「河川名」「港湾名」等）
工 事 場 所：長崎県○○市.....
工 期：自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
工事一時中止期間：自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日（未定の場合は一）

請 負 代 金：¥○○○, ○○○, ○○○—
発 注 者：長崎県○○振興局
〒○○○-○○○○ 長崎県○○市.....
TEL ○○○-○○○-○○○○

受 注 者：○○○○株式会社
〒○○○-○○○○ 長崎県○○市.....
TEL ○○○-○○○-○○○○

現 場 事 務 所：○○作業所
〒○○○-○○○○ 長崎県○○市.....
TEL ○○○-○○○-○○○○

3) 工事内容

●工事内容

工事延長 L=○○○m

道路土工

掘削工	1 式
路体盛土工	1 式
法面整形工	1 式
・	
・	
・	
・	

●主要材料

生コンクリート	〇〇〇m ³
・	
・	
・	
・	
・	
・	

4) 工事位置図

※現場や現場事務所の位置がわかる地図を貼付

3. 中止時点における内容

中止時点における工事内容は以下のとおりです。

1) 中止する工種の出来高

0%

2) 職員の体制

中止時点の職員の体制については、別紙現場組織表参照

3) 労務者数

0人

4) 搬入材料

なし

5) 建設機械器具等

なし

4. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開

中止時点および再開時は、別紙現場組織表による。

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場代理人・・・常駐

監理技術者・・・非専任

施工担当者・・・代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、監督員と協議のうえ、社員を増員します。また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たします。

現場組織表

【作成例】

現場組織表

現場代理人 ○○○○	監理技術者 または主任技 術者 ○○○○	施工管理	氏 名	TEL
現場事務所 TEL000-000-0000		工程管理	○○○○	000-000-0000
夜間、休日緊急連絡先 TEL000-000-0000 (○○○○宅)		品質管理	○○○○	000-000-0000
		出来形管理	○○○○	000-000-0000
		写真管理	○○○○	000-000-0000
		副産物管理	○○○○	000-000-0000
		機械管理		
		機械、器具管理	○○○○	000-000-0000
		重機管理	○○○○	000-000-0000
		安全管理		
		労務安全管理	○○○○	000-000-0000
		交通安全管理	○○○○	000-000-0000
		安全巡視員	○○○○	000-000-0000
		火薬類管理	○○○○	000-000-0000
		事務・労務管理		
		現場事務管理	○○○○	000-000-0000
		労務管理	○○○○	000-000-0000

※その他 会社・担当者等の連絡先・住所を記載

5. 中止期間中の工事現場の維持、管理

中止期間中は、第三者に対する安全確保および盗難防止を目的として下記業務を実施します。

1) 現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、監督員に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておきます。

2) 緊急時の対応

震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、施工計画書による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとします。

6. 工事再開に向けた方策

中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施します。

1) 現地調査

工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督員と協議します。

2) 試掘の立会

企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行います。

3) 施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員に提出します。

4) ○○調整会議の出席

関係工事状況の把握のため調整会議に出席します。

5) 道路工事等協議書の作成

現場着工に向けた道路工事等協議書を作成します。

6) 地元調整

現場着工に向けて地元調整を行います。

7. 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠

工事一時中止に伴う増加費用について、「工事一時中止に係るガイドライン」に基づき増加費用を算定します。工事再開日が未定のため、中止期間3ヶ月で算定し、工事再開日が決定した後に再度算定します。なお、中止期間が3ヶ月を超えた場合は、増加費用に係る見積書を提出します。

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg ：一時中止に係る現場経費率（単位 % 少数第4位四捨五入3位止め）

J ：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位円 1,000円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（ dg ）

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

N ：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R ：公共工事設計労務単価（一般土木世話役）

$A \cdot B \cdot a \cdot b$ ：各工種毎に決まる係数（別表-1）

◇土木工事標準積算基準書における入力項目

○ J ：一時中止時点の契約上の純工事費 ○ N ：一時中止日数 ○ α ：積上げ費用

N	91 (H29.4.1～H29.6.30)
R	19,800 H29単価
係数A	339.5
係数B	-0.1935
係数a	0.4461
係数b	0.3348
J	125,000,000
α	0

$$\begin{aligned} dg &= A \left(\left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right) + (N \times R \times 100) / J \\ &= 3.202417868 \\ &= 3.202 \quad (\text{少数第4位四捨五入3位止め}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} G &= dg \times J + \alpha \\ &= 4,003,022 \\ &= 4,003,000 \quad (1,000\text{円未満切り捨て}) \end{aligned}$$

※指示時点で想定している中止期間における概算金額
および算定根拠を記載すること

別表-1

工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b	
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有） 山間僻地離島	市街地 （D1D地区・準ずる地区）				
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311	
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	
海浜工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498	
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348	
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	
P C橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058	
橋梁保全工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252	
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357	
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933	
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544	
下水道工事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740	
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998	
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440	
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740	

※単価適用時期に合った基準書の率を用いること

8. 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

中止期間中の現場条件により基本計画書の内容を変更する必要がある場合は、すみやかに変更計画書を作成し協議を行います。

宮繕工事 編

目次

1. 工事一時中止ガイドラインの運用P1
2. 工事の一時中止に係る基本フローP2
3. 発注者の中止指示義務P3
4. 工事を中止すべき場合P4
5. 中止の指示・通知P5
6. 基本計画書の作成P6
7. 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担P7
8. 増加費用の考え方P8
(1) 本工事施工中に中止した場合	
(2) 契約後準備着手前に中止した場合	
(3) 準備期間に中止した場合	
9. 増加費用の内訳書及び事務処理上の取扱いP12
・増加費用の内訳書における取扱い	
・増加費用の事務処理上の取扱い	

1. 工事一時中止ガイドラインの運用

◆工事の現状及び課題

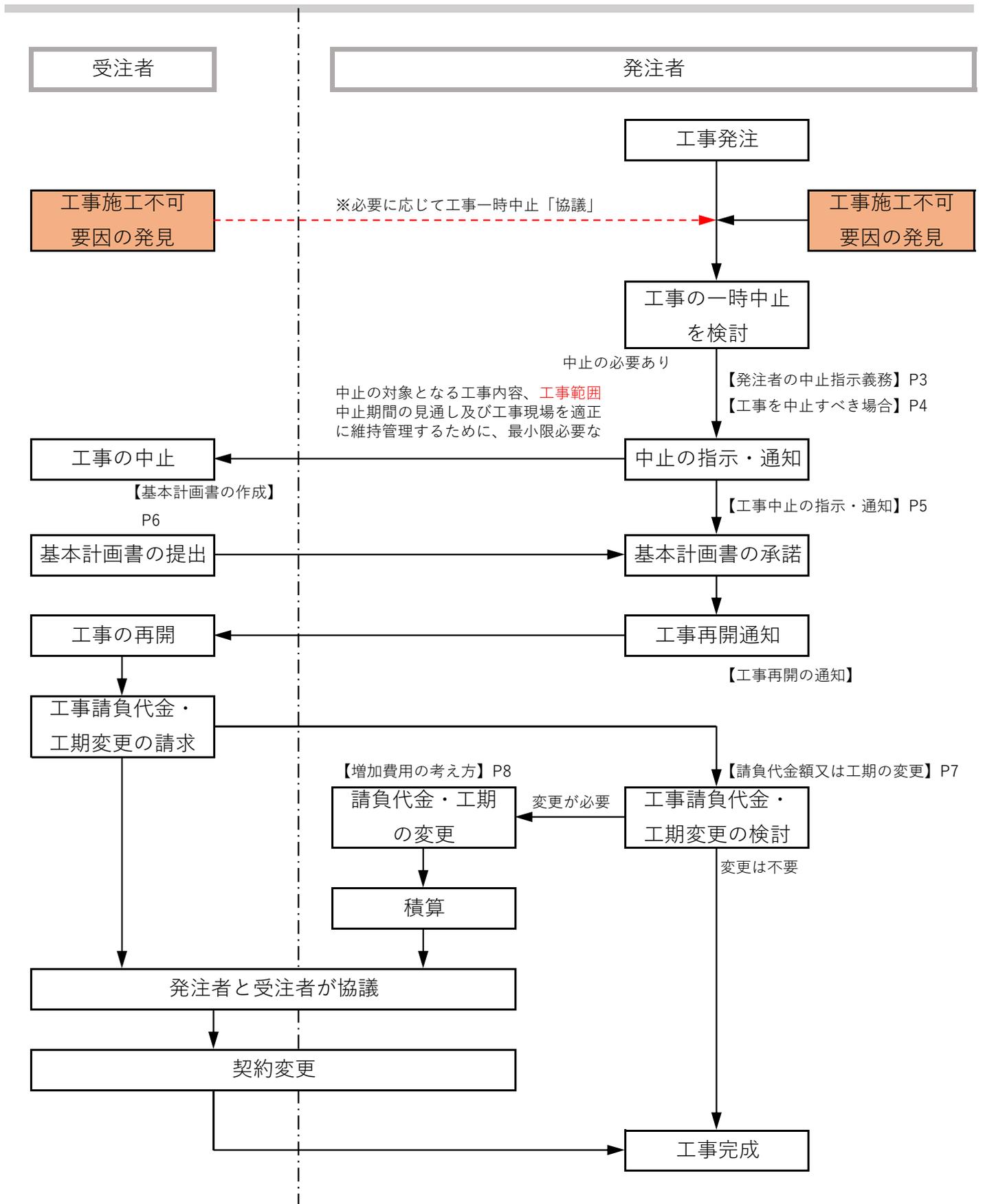
- 一部の営繕工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。
そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要である。

◆工事一時中止のガイドラインの策定

- 発注者は、南島原市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工ができなくなった工事については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

主に発注者事由による工事一時中止について、適正な対応を行うためのガイドラインを策定する。

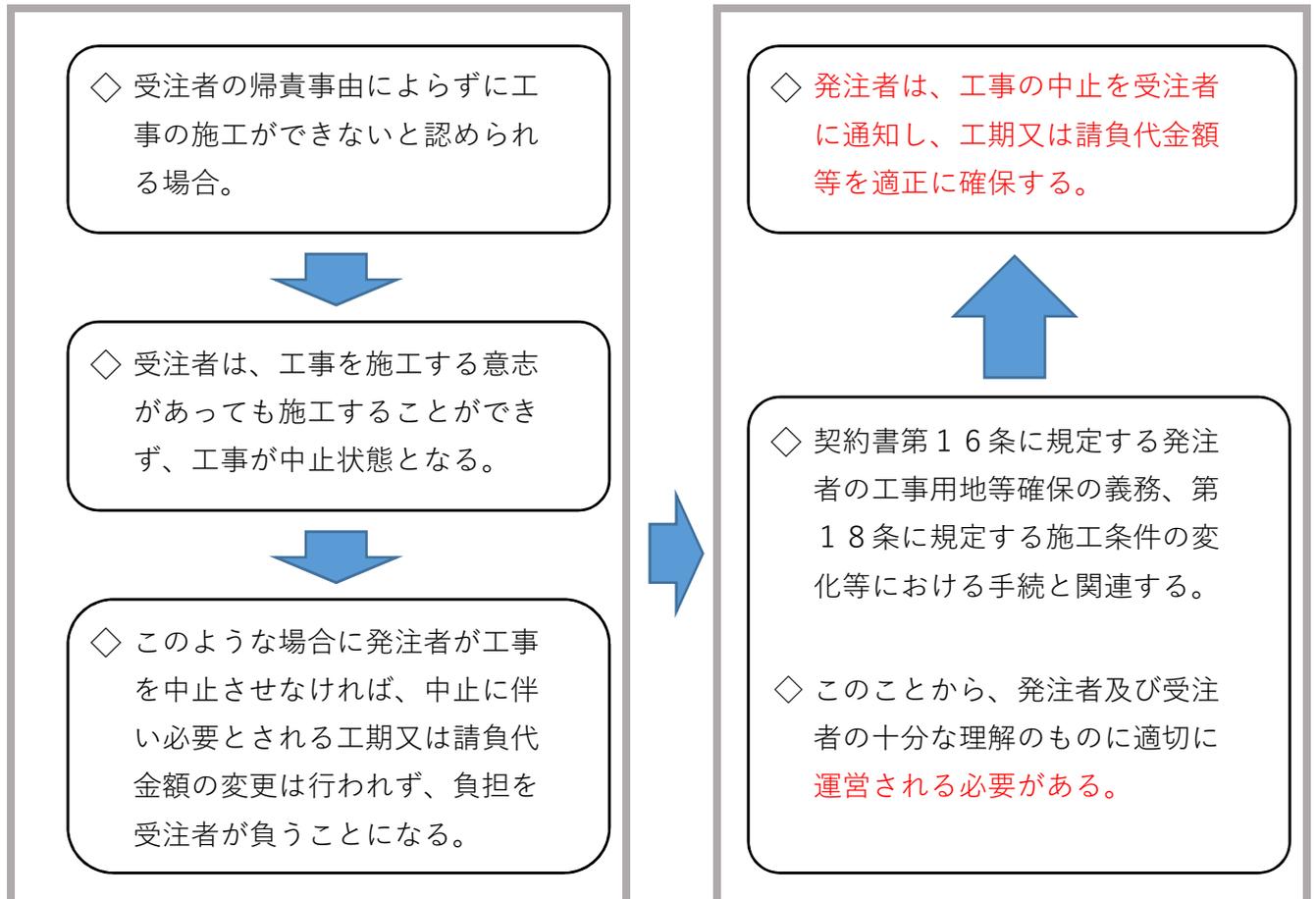
2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

- ◆ 受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を通知しなければならない。
※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

【関係法令：契約書第20条第1項】



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては、次のとおり。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工事延期(※)となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※ 大幅な工期延期とは、契約書(受注者の催告によらない解除権)第53条1項第2号を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を越えるときは、6月)を超える場合」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

〔契約書の規定〕

◆ 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合

- ① 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき
- ② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき

の2つが規定されている。【関係法令：契約書第20条第1項】

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

◆ 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

【関係法令：契約書第20条第2項】

① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合
(例示)



- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約書第18条）施工を続けることが不可能な場合等。
- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、以下のような事例により他の契約済みの工事の施工ができない場合。
 - イ) 一部の工事の契約が不成立。
 - ロ) 一部の工事で大幅な施工の遅延が生じている。
 - ハ) 一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生。

② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合
(例示)



- 地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合。
- 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合。
- 天災などにより地形等に物理的な変動があった場合。
- 反対運動等の妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合。

※「工事現場の状態の変動」は、地形上物理的な変動だけではなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

5. 中止の指示・通知

- ◆ 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、**工事範囲**、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【関係法令：契約書第20条第1、2項】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

【発注者の中止権等】

- ◇ 発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができる。
※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇ 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。
- ◇ 受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

【工事の中止期間】

- ◇ 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することになるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇ このような場合、**発注者は**、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇ 発注者は、一時中止している工事について、**施工可能と認められたとき**に工事の再開を指示しなければならない。
- ◇ このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

- ◆ 工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する**計画の作成を指示する**。
 - ◇ 受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。）
 - ◇ 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
 - ◇ 実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。
- ◆ 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆ 一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

【長崎県建設工事共通仕様書第1編1 - 1 - 17】

- ◆ 受注者は工事全体の施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

基本計画書の記載内容

- ◇ 基本計画書作成の目的
- ◇ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ◇ 中止に伴う**受注者側**の工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇ 工事再開に向けた方策
- ◇ 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ◇ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※**工事一時中止**の指示時点で想定している中止期間における概算額を記載する。
一部一時中止の場合には、**概算金額**の記載は省略できる。

7. 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

- ◆ 発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。【関係法令：契約書第20条第3項】
- ◇ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。
 - ◇ 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



【請負代金額の変更】

- ◇ 一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、**該当する工種**に追加計上し、設計変更により処理する。

【増加費用の負担】

- ◇ 増加費用
 - ・ 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。
- ◇ 損害の負担
 - ・ 発注者に過失がある場合に生じたもの。
 - ・ 事情変更により生じたもの。

※増加費用と損害は区別しないものとする。

【工期の変更】

- ◇ 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇ 地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ◇ このことから、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

8. 増加費用の考え方

(1) 本工事^(※1) 施工中に中止した場合

■ 増加費用の範囲

- ◆ 増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び受注者の本支店における必要な費用とする。

【工事現場の維持に要する費用】

- ◇ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等。^(※2)

【工事の再開準備に要する費用】

- ◇ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等。

【工事体制の縮小に要する費用】

- ◇ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等。

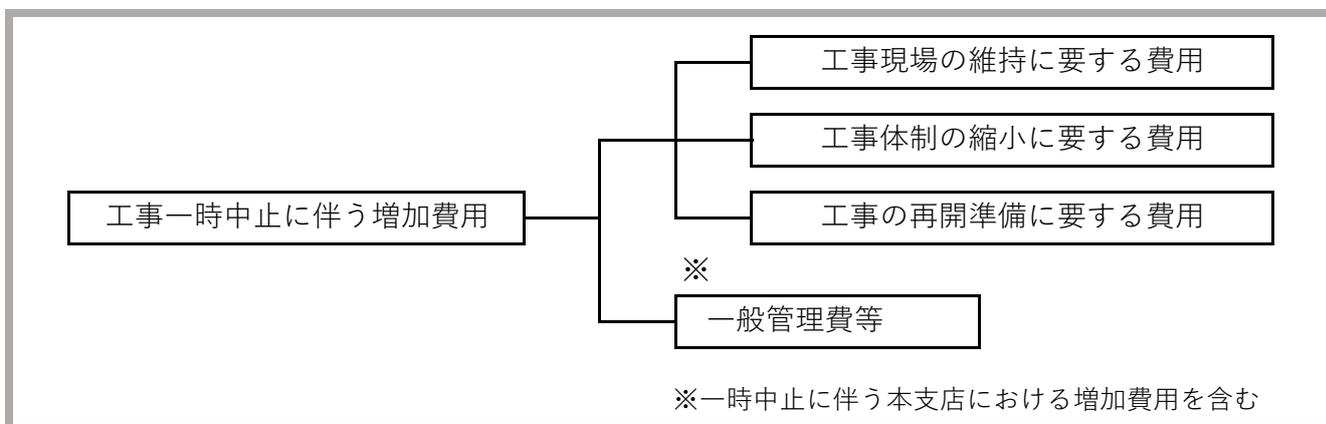
※1 本工事とは、工事目的物及び仮設に係る工事

※2 工事を中止したために必要となる材料・設備機器等の倉庫保管料及び入出庫手数料を含む。

8. 増加費用の考え方

■増加費用の範囲

- ◆ 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議して行う。
- ◆ 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。

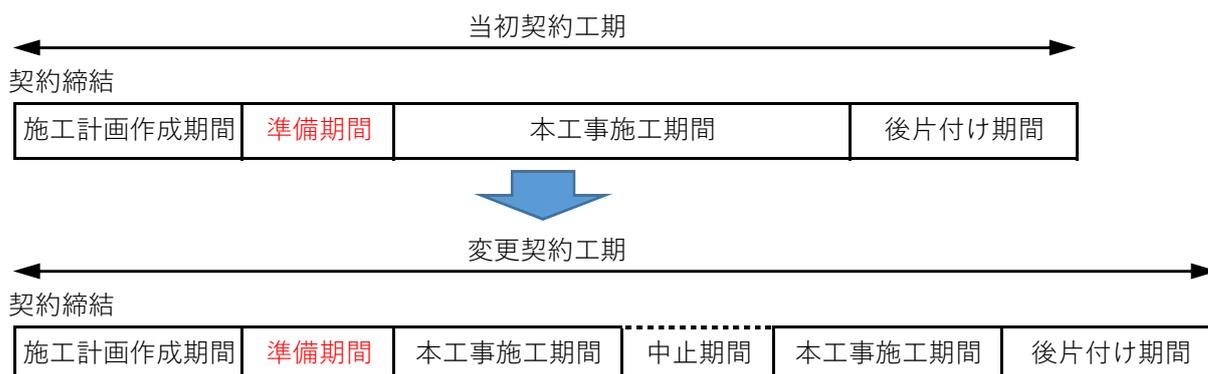


■増加費用の積算

- ◆ 増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者と受注者とが協議を行い算定する。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）とする。

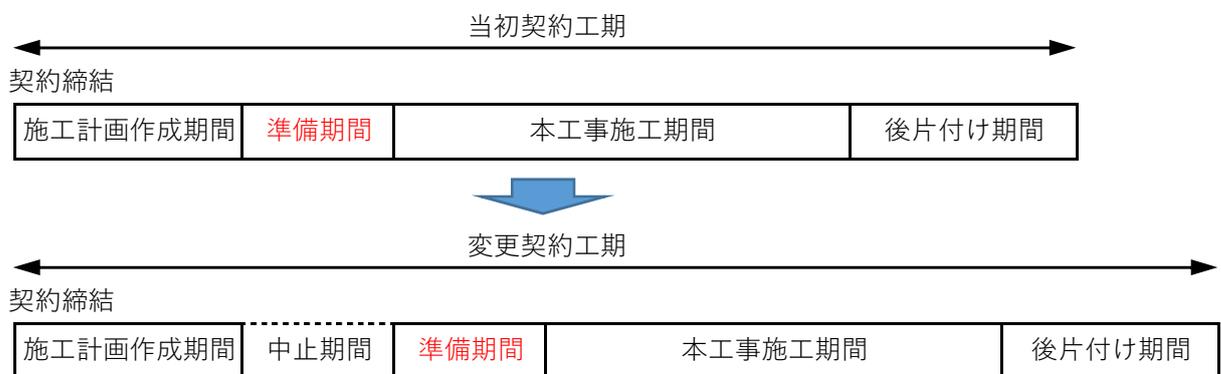
注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。



8. 増加費用の考え方

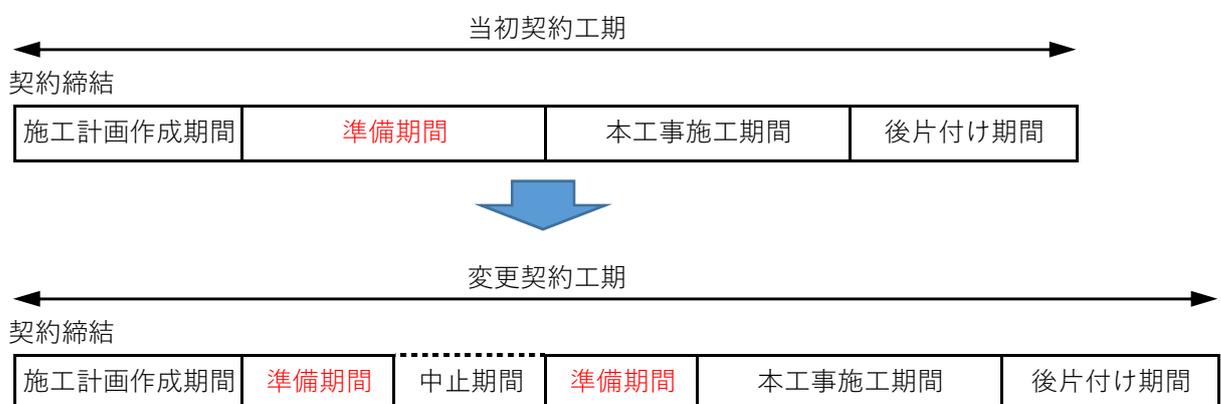
(2) 契約後準備着手前に中止した場合

- ◆ 契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備に着手するまでの期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
 - ◇ 一時中止に伴う増加費用は計上しない。



(3) 準備期間に中止した場合

- ◆ 準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



8. 増加費用の考え方

◇ 増加費用

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する（積算は受注者から見積を求め行う）。

9. 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い

■増加費用の内訳書における取扱い

- ◆ 増加費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別計上する。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆ 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、変更契約するものとする。
- ◆ 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆ 増加費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者とが協議して行う。